

払込みがあったことを証する書面

当会社の設立により発行する株式につき、次のとおり払込金額全額の払込みがあったことを証明します。

払込みがあった金額の総額 金 300 万円

平成 21 年 1 月 14 日

(本店) 愛知県刈谷市寿町一丁目 101 番地
(商号) 株式会社 コトブキ
(代表者) 設立時代表取締役 宮田幸泰





総合口座通帳

口座番号

000000

宮田幸泰 様

こども銀行



お名前

みやたゆきやす 様

口座番号

000000

お届けの税区分

分離課税

この通帳の限度額

205

お取引店

株式会社 こども銀行
[金融機関コード:0000]

刈谷支店

電話 0566-21-0000

印紙税申告納
付につき 票
税務署承認済



ご預金残高・お振込入金のご照会
(電話照会センター)

限度額の変更記録	日付	金額 円	日付	金額 円

.

お客様へ

- この通帳へのお預入れは、日本全国の銀行の窓口およびATMでお取扱いいたします。
- お預入れまたはお払戻しになるときは、この通帳をお持ちください。
- キャッシュカードがあれば、通帳・印章がなくてもカード1枚で日本全国の行のATMでもお払戻しができます。BANCS・MICS提携金融機関、郵便局などでもご利用いただけます。
- 窓口でのお払戻しのほか、公共料金などの自動支払、給料・配当金などの自動受取にもご利用いただけます。この場合のお取引は、この通帳をお持ちいただいたときに記入いたします。それまでは、この通帳残高とお預入残高が一致しないこともあります。
- 通帳と印章をいっしょに紛失されると非常に危険ですので、別々に保管されるようおすすめします。
- 万一、通帳・カードや印章を紛失されたときは、すぐお取引店にご連絡ください。とりあえずお電話でも結構です。
- 転居等でお届けのご住所に変更がありましたら、お取引店までお申出ください。
- 通帳末尾の普通預金規定もご一読ください。
- キャッシュカード取引については、別にお渡しした当行のキャッシュカード規定により、お取扱いいたします。(規定がご入用の場合は、いつでも窓口にお申出ください)。
- 通帳未記入の明細については、合計記入させていただくことがあります。



普通預金 (兼お借入明細)

10

行数	日付	お払戻金額 円	お預り金額 円	摘要	差引残高 円	備考
1	21. 1. 14	411- 0479320		繰越	*4,454,107	111
2	21. 1. 14		3,000,000	預入機	*7,454,107	111
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

ご説明 1. 摘要欄記号 A…現金入出金 F…振替入出金 (当店小切手の入金を含むことがあります) B, C, D, E…小切手・手形簿の入金
 2. 小切手・手形等を記入した旨は、お払戻しができる予定の日時を、「お払戻金額」欄に記入いたします。お払戻可能時刻は、振券の種類により異なります。詳細については、窓口にお問い合わせください。
 3. 「差引残高」欄金額欄部の*マークが赤書きの場合はお借入れの残高をあらわします。

差引残高を新通帳に繰越いたしました。